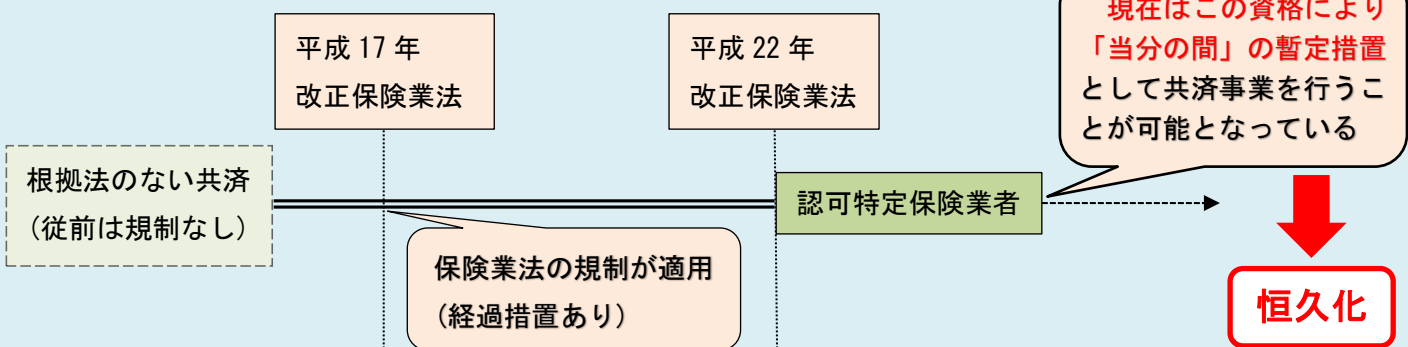


## 法律の目的

中小事業主が行う事業に従事する者等の安全・健康の確保及び福利厚生等の充実に資するため、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等の防止を図るとともに共済制度を確立し、もって中小事業主が行う事業に従事する者等の福祉の増進に資する

## 立法の必要性

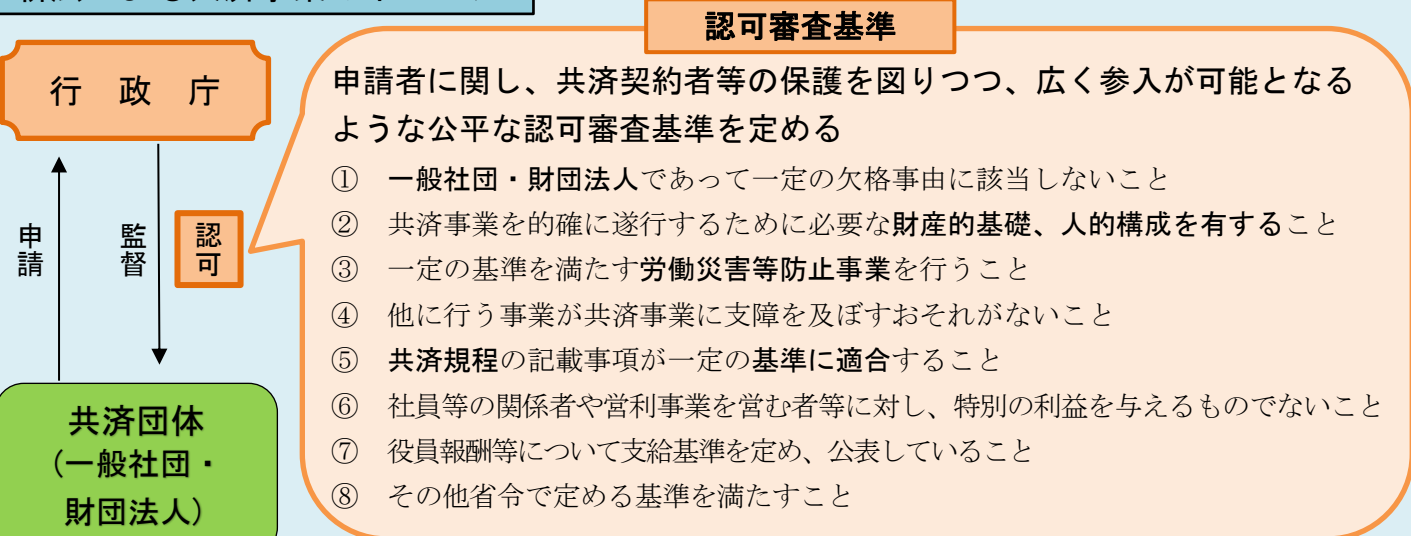
- ① 労働災害の発生率は従業員規模が小さい事業場で高い傾向があるほか、中小事業主は、必ずしも全てが労災保険に加入することができるわけではないため、**労災相当災害等による損害を填補する共済制度**の役割は重要
- ② しかし、根拠法のない共済は、現在、保険業法の規制を受け、経過措置のもとで従前から共済事業を行っていた者のみが従前と同じ範囲で営めるのみ



- 「当分の間」の暫定措置では、制度が不安定であり、また、新事業も開始できない
- 新法整備により、安定的な制度のもと、中小事業主が行う事業に従事する者等\*が安心して加入できる共済制度を整備する

\* 新法に基づく共済事業の共済契約者である「中小事業主」には、「労働者を使用しないで事業を行うことを常態とするもの」が含まれており、個人で事業を行う者も共済契約者となり得る

## 新法による共済事業のイメージ



## 共済事業の種類

- ① 中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業 (必須)
- ② 中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等以外の災害に係る共済事業 (①のほか、②も行うことができる)

- 銀行等は、共済契約の募集 (窓口販売等) を行うことができるものとする。